

(案)

物品賃貸借契約書

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、賃貸借契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	入札番号第1号 デジタル複写機賃貸借
品名・物件名	デジタル複写機賃貸借
数量(単位)	1式
仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額(税込)	金円 (うち消費税及び地方消費税相当額円)
納入期限	令和13年3月31日
納入場所	三陸中部森林管理署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5  
分任支出負担行為担当官  
三陸中部森林管理署長 金晃弘印

受注者

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

## 別紙

### 1 物件の機種及び設置場所

物件の機種及び設置場所は次に定めるところによる。

対象機種	設置場所
	三陸中部森林管理署 1 台

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

### 2 国庫債務負担行為に係る契約の特則

国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

なお、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

各会計年度における代金の支 払限度額	令和 8 年度 金 円
	令和 9 年度 金 円
	令和 10 年度 金 円
	令和 11 年度 金 円
	令和 12 年度 金 円

### 3 善良なる管理者の注意義務等

(1)発注者は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(2)受注者は、発注者の故意又は重大な過失によって装置の機能に損傷を受けた場合は、発注者に対してその損害賠償を請求することができる。

(3)発注者は、物件を第三者の権利の目的物とはできない。

### 4 返還費用の負担

(1)この契約が終了した際の物件の返還の費用は受注者が負担する。

(2)前項の規定により、受注者が返還に係る費用を負担することとされている場合において、受注者の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、発注者は物件を撤去し、その費用を受注者に請求することができる。

### 5 立ち入りの承諾及び秘密保持

(1)発注者は、物件の調整及び管理等のため、必要とするときは、受注者又は受注者の使用人を、物件の設置場所に立ち入らせるものとする。

(2)受注者又は受注者の使用人は、前項の立ち入りに際して知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならないものとする。この場合、受注者又は受注者の使用人の責任は、すべて受注者に帰属する。

## 6 設定及び操作方法等

賃貸複写機の納品後、コピー、プリントアウト、スキャン等の初期設定を行い、コピー、プリントアウト、スキャンに要する知識及び操作方法を関係職員に周知すること。

## 契 約 内 訳 書

物件名 : デジタル複写機賃貸借(三陸中部森林管理署)

機器名 :

設置場所 : 三陸中部森林管理署事務室 (岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5)

賃 貸 料	種 別	単 価 (円／月)	契約 月数	予定金額 (円)	備 考
	カラー		60 カ月		
	賃 貸 料 計				
	消費税額(10%)				
	合 計				

(案)

役務契約書(単価契約)

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び仕様書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	デジタル複写機保守点検業務
案件内容・仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額（税込み）	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年3月31日
契約期間	契約日～令和9年3月31日
納入場所	三陸中部森林管理署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5  
分任支出負担行為担当官  
三陸中部森林管理署長 金 晃弘 印

受注者

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

## 仕様書

### 1. 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複合機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するように保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

### 2. 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機及び設置場所は次のとおりとする。

機器	機種	設置場所
	カラー	三陸中部森林管理署事務室

### 3. 保守の実施

- (1) 受注者は、複合機の点検及び調整等を、毎月1回以上実施しなければならない。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月31日に実施することとする。
- (2) 受注者は、複合機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 複合機の保守調整等に必要とされる部品(用紙及びステープラー針は除く)の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 複合機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き受注者の負担とする。
  - (ア) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合
  - (イ) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合
  - (ウ) 天災・地変その他これに類する災害による場合

### 4. 請求代金の計算方法

毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。(A) その総金額から不良コピー、テストコピー分としてモノクロ1%、カラー1%を乗じた金額を控除金額として算出する。(B) 総金額(A)から控除金額(B)を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

なお、3月期については、カウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとし、三陸中部森林管理署に令和9年4月6日必着とする。

### 5. 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

## 6. コピー予定数量

モノクローコピー・プリント 月 3,750 枚 × 12 ヶ月 = 45,000 枚

フルカラーコピー 月 150 枚 × 12 ヶ月 = 1,800 枚

フルカラープリント 月 2,750 枚 × 12 ヶ月 = 33,000 枚

※上記数量は予定数量であり変動するものとする。

## 7. メンテナンスサービス体制

項目	仕様内容
サービスエンジニアの部署	サービス部門又は協力会社を納入先の近隣都市に保有していること
メンテナンス等	納入先の機器が故障した場合は 3 時間以内に訪問し修理・対応ができること
消耗品等	トナー等の消耗品は市販している等市場で入手可能である機種であること

## 内 訳 書

物 件 名 : デジタル複写機保守点検業務

機 器 :

設置場所 : 三陸中部森林管理署 事務室

保 守 点 検 料	種 別	枚 数	単 価 (税抜き)	使 用 枚 数	契 約 月 数	予 定 金 額 (円)	備 考			
	モノクロ	1~			12ヶ月					
		以上			12ヶ月					
		小計		3,750	12ヶ月					
	カラーコピー	1~			12ヶ月					
		以上			12ヶ月					
		小計		150	12ヶ月					
	カラープリント	1~			12ヶ月					
		以上			12ヶ月					
		小計		2,750	12ヶ月					
保守点検料 計										
消費税額(10%)										
合 計										

※1枚当たりの単価は、小数点以下2位止めとする。